

介護報酬の解釈(平成30年4月版)

1 単位数表編 2 指定基準編 3 QA・法令編 共通追補

～平成30年8月以降実施関係～

平成30年8月・社会保険研究所

平成30年8月1日から、現役並みの所得のある利用者について、介護サービス利用時の自己負担割合が3割となる制度改正が施行されました。

また、平成30年10月以降、福祉用具貸与について、福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の全国平均貸与価格を利用者に説明するなどの改正が実施されます。

これらの改正事項について、「介護報酬の解釈(平成30年4月版)」発刊後に公布・発出された情報をまとめましたので、ご活用ください。

I 利用者負担割合の見直し【平成30年7月19日 介護保険最新情報Vol.667／平成30年8月2日 介護保険最新情報Vol.673等】

平成30年8月1日から、現役並みの所得を有する方の介護保険の利用者負担割合が2割から3割に引き上げられました。

3割負担となるのは、65歳以上(第1号被保険者)の方のうち、合計所得金額が220万円以上の方です。ただし、合計所得金額が220万円以上であっても、世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額※」の合計が単身で340万円、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割負担又は1割負担になります。

※給与収入や事業収入等から、給与所得控除や必要経費を控除した額で、雑収入のうち、年金収入に係るものを除いた額

各利用者の負担割合は負担割合証に記載されています。サービス事業者・施設は、利用者の被保険者証と負担割合証を確認したうえで、利用者負担割合に応じた利用料の支払を受けます。

なお、利用者に保険料未納期間がある場合などは、保険給付率の引下げ(減額)の対象となります(被保険者証に明記)が、3割負担者(7割給付)についてはこの場合の給付率は6割となります(1割・2割負担者の場合は7割給付)。

II 福祉用具貸与の見直し【平成30年7月13日 介護保険最新情報Vol.663等】

平成30年10月以降、福祉用具貸与について、福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の全国平均貸与価格を利用者に説明することになっています。

また、平成30年10月の貸与分以降、福祉用具貸与事業者においては、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費が算定されないことになっています。

商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省のホームページに掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

なお、貸与件数が月平均100件未満の商品については、全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限の設定の対象外となります。

III 住宅改修の見直し【平成30年7月13日 介護保険最新情報Vol.664】

住宅改修(居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費)に関する通知が以下のように改正されました。

①事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書の標準様式が示されました。

②利用者のために居宅介護サービス計画を作成する介護支援専門員や介護予防サービス計画を作成する地域包括支援センターの担当職員は、利用者に対して、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、説明するものとされました。

なお、他のサービスと同様、平成30年8月からは65歳以上(第1号被保険者)の方のうち、現役並み所得者については給付率が7割(3割負担)となっています。

1 単位数表編

本書について、以下の告示及び通知により、追補します。

- 平成30年7月13日 「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について(老高発0713第1号)【介護保険最新情報Vol. 664】
- 平成30年7月26日 介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第45条第4項の規定により算定する額の一部を改正する件(厚生労働省告示第283号)【介護保険最新情報Vol. 671】

頁・箇所	旧	新
1386 頁 上から4行目	(改正;平成27年3月31日 厚生労働省告示第195号)	(最終改正;平成30年7月26日厚生労働省告示第283号)
1386 頁 右段上から4～5行目	(法第49条の2の規定が適用される場合にあっては、80分の100)	(法第49条の2第1項の規定が適用される場合にあっては80分の100, 同条第2項の規定が適用される場合にあっては70分の100)
1386 頁 右段下から6～5行目		
1387 頁 左段下から7～6行目		
1387 頁 右段下から12～11行目		
1386 頁 右段上から13～14行目	(法第59条の2の規定が適用される場合にあっては、80分の100)	(法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては80分の100, 同条第2項の規定が適用される場合にあっては70分の100)
1387 頁 左段上から3～4行目		
1387 頁 右段上から3～4行目		
1387 頁 右段下から3～2行目		
1388 頁 上から4～5行目	(改正;平成27年3月27日 老介発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327第2号)	(最終改正;平成30年7月13日 老高発0713第1号)
1388 頁 右段上から5～7行目	法第49条の2又は第59条の2の規定が適用される場合にあっては16万円	法第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては16万円, 法第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定が適用される場合にあっては14万円
1389 頁 右段上から3～11行目	その内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとす。また、必要に応じて、この見積もりが適切に算出されたものであることがわかるよう、その算出方法を明示させることとする。 なお、当該被保険者に対して居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)が作成されている場合は、	その内訳がわかるよう、 <u>改修内容</u> 、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもので、 <u>別紙2の様式を標準とする</u> 。また、 <u>居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)</u> を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員(以下「介護支援専門員等」という。)は、 <u>複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとする。</u> なお、当該被保険者に対して居宅サービス計画等が作成されている場合は、
1389 頁 右段上から22行目	別紙2	別紙3
1389 頁 右段上から24～26行目	介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員(以下「介護支援専門員等」という。)	介護支援専門員等
1395 頁	次頁に「(別紙2)住宅改修の見積様式」(本追補次頁の別紙2参照)を加える。	
1396 頁 上から1行目	(別紙2)	(別紙3)

2 指定基準編

本書について、以下の省令及び通知により、追補します。

- 平成30年7月27日 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働省令第93号）【施行：平成30年12月1日】
- 平成30年8月2日 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」等の一部改正について（老高発0802第2号・老振発0802第1号・老老発0802第1号）【介護保険最新情報Vol. 673】

頁・箇所	旧	新
25頁 右段下から3行目の次に追加		(平成30年8月実施) 30.8.2 老高発0802第2号 老振発0802第1号 老老発0802第1号
42頁 右段上から14～17行目	1割又は2割（法第50条若しくは第60条又は第69条第3項の規定の適用により保険給付の率が9割又は8割でない場合については、それに応じた割合）	1割、2割又は3割（法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）
70頁 右段上から12～16行目		
87頁 右段上から22～25行目		
108頁 右段下から3～次頁右段上から1行目		
124頁 右段上から18～21行目		
142頁 右段下から18～15行目		
168頁 右段下から17～14行目		
190頁 右段下から18～15行目		
229頁 右段上から25～28行目		
258頁 右段下から7～4行目		
288頁 右段下から23～20行目	<p>編注：法50条、第60条、第69条第3項の規定とは、次のようなものである。</p> <p>ア 法第50条、第60条は、省令（施行規則）で定める特別の事情（災害等）により、サービス費用の1割又は2割負担が一時的に困難な利用者については、保険給付の率を、「9割又は8割超10割以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする規定である。</p> <p>イ 法第69条第3項は、市町村の徴収権が時効により消滅した保険料未納期間がある要介護者等については、市町村の定める期間、保険給付の率を7割に引き下げる、とする規定である。</p>	<p>編注：法50条、第60条、第69条第3項から第5項までの規定とは、次のようなものである。</p> <p>ア 法第50条、第60条は、省令（施行規則）で定める特別の事情（災害等）により、サービス費用の1割、2割又は3割負担が一時的に困難な利用者については、保険給付の率を、「9割、8割又は7割超10割以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする規定である。</p> <p>イ 法第69条第3項から第5項までは、市町村の徴収権が時効により消滅した保険料未納期間がある要介護者等については、市町村の定める期間、保険給付の率を7割（3割負担の者の場合は6割）に引き下げる、とする規定である。</p>
42頁 右段上から19～30行目		
70頁 右段上から18～30行目		
87頁 右段下から23～11行目		
109頁 右段上から4～17行目		
124頁 右段上から23～35行目		
142頁 右段下から12～1行目		
168頁 右段下から12～次頁右段上から1行目		
190頁 右段下から13～1行目		
229頁 右段下から23～11行目		
258頁 右段下から2～次頁右段上から10行目	1割負担又は2割負担	1割負担、2割負担又は3割負担
288頁 右段下から5～次頁右段上から7行目		
46頁 右段下から5～4行目		
73頁 右段下から25～24行目		
92頁 右段下から12～11行目		
113頁 右段下から7行目		
128頁 右段上から4～5行目		
147頁 右段上から24～25行目		
174頁 右段下から14行目		
197頁 右段下から8～7行目		
236頁 右段上から3～4行目	100分の90又は100分の80	100分の90、100分の80又は100分の70
265頁 右段上から13行目		
293頁 右段上から14行目		
55頁 右段下から10行目		
79頁 右段上から11～12行目		
156頁 右段下から10～9行目	1割又は2割（法第50条又は第69条第	(平成30年8月実施) 30.8.2 老高発0802第2号 老振発0802第1号 老老発0802第1号
220頁 右段上から2行目		
300頁 右段下から11～10行目		
321頁 右段下から22行目の次に追加		
340頁 右段下から21～18行目	1割又は2割（法第50条又は第69条第	1割、2割又は3割（法第50条又は第

371 頁 右段下から 2～次頁右段上から 1 行目	3 項の規定の適用により保険給付の率が 9 割又は 8 割でない場合については、それに応じた割合)	69 条第 5 項の規定の適用により保険給付の率が 9 割、8 割又は 7 割でない場合については、それに応じた割合)
393 頁 右段上から 7～10 行目		
430 頁 右段下から 26～23 行目		
461 頁 右段上から 15～18 行目		
494 頁 右段上から 19～22 行目		
526 頁 右段上から 26～29 行目		
552 頁 右段下から 13～10 行目		
602 頁 右段上から 5～8 行目		
340 頁 右段下から 16～5 行目	編注：「法 50 条又は第 69 条第 3 項の規定」とは、次のようなものである。 ア 法第 50 条は、省令（施行規則）で定める特別の事情（災害等）により、サービス費用の 1 割又は 2 割負担が一時的に困難な利用者については、保険給付の率を、「9 割又は 8 割超 10 割以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする規定である。 イ 法第 69 条第 3 項は、市町村の徴収権が時効により消滅した保険料未納期間がある要介護者等については、市町村の定める期間、保険給付の率を 7 割に引き下げる、とする規定である。	編注：「法 50 条又は第 69 条第 3 項から第 5 項までの規定」とは、次のようなものである。 ア 法第 50 条は、省令（施行規則）で定める特別の事情（災害等）により、サービス費用の 1 割、2 割又は 3 割負担が一時的に困難な利用者については、保険給付の率を、「9 割、8 割又は 7 割超 10 割以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする規定である。 イ 法第 69 条第 3 項から第 5 項までは、市町村の徴収権が時効により消滅した保険料未納期間がある要介護者等については、市町村の定める期間、保険給付の率を 7 割（3 割負担の者の場合は 6 割）に引き下げる、とする規定である。
372 頁 右段上から 3～14 行目		
393 頁 右段上から 12～24 行目		
430 頁 右段下から 21～9 行目		
461 頁 右段上から 20～32 行目		
494 頁 右段上から 24～36 行目		
526 頁 右段上から 32～43 行目		
552 頁 右段下から 8～次頁右段上から 4 行目		
602 頁 右段上から 10～22 行目		
348 頁 右段上から 23 行目	1 割負担又は 2 割負担	1 割負担、2 割負担又は 3 割負担
652 頁 右段下から 3 行目の次に追加		(平成 30 年 8 月実施) 30.8.2 老高発 0802 第 2 老振発 0802 第 1 老老発 0802 第 1
663 頁 右段下から 3～次頁右段上から 1 行目	1 割又は 2 割 (法第 50 条又は第 69 条の規定の適用により保険給付の率が 9 割又は 8 割でない場合については、それに応じた割合)	1 割、2 割又は 3 割 (法第 50 条又は第 69 条の規定の適用により保険給付の率が 9 割、8 割又は 7 割でない場合については、それに応じた割合)
752 頁 右段下から 3 行目の次に追加		(平成 30 年 8 月実施) 30.8.2 老高発 0802 第 2 老振発 0802 第 1 老老発 0802 第 1
773 頁 右段上から 16～18 行目	1 割又は 2 割 (法第 50 条又は第 69 条の規定の適用により保険給付の率が 9 割又は 8 割でない場合については、それに応じた割合)	1 割、2 割又は 3 割 (法第 50 条又は第 69 条の規定の適用により保険給付の率が 9 割、8 割又は 7 割でない場合については、それに応じた割合)
816 頁 右段下から 3 行目の次に追加		(平成 30 年 8 月実施) 30.8.2 老高発 0802 第 2 老振発 0802 第 1 老老発 0802 第 1
830 頁 右段上から 3～6 行目	1 割又は 2 割 (法第 50 条又は第 69 条の規定の適用により保険給付の率が 9 割又は 8 割でない場合については、それに応じた割合)	1 割、2 割又は 3 割 (法第 50 条又は第 69 条の規定の適用により保険給付の率が 9 割、8 割又は 7 割でない場合については、それに応じた割合)
862 頁 左段上から 8 行目の次に追加		一部改正 (平成 30 年 12 月実施) 30.7.27 厚生労働省令 93
862 頁 右段上から 13 行目の次に追加		一部改正 (平成 30 年 8 月実施) 30.8.2 老高発 0802 第 2 老振発 0802 第 1 老老発 0802 第 1
880 頁 右段上から 16～18 行目	1 割又は 2 割 (法第 50 条又は第 69 条の規定の適用により保険給付の率が 9 割又は 8 割でない場合については、それに応じた割合)	1 割、2 割又は 3 割 (法第 50 条又は第 69 条の規定の適用により保険給付の率が 9 割、8 割又は 7 割でない場合については、それに応じた割合)
895 頁 左段上から 4～19 行目 〔平成 30 年 12 月 1 日施行〕	3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第 9 条の 8、第 9 条の 9、第 9 条の 12、第 9 条の 13、別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3 の規定を準用する。この場合において、同令第 9 条の 8 第 1 項中「法	3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第 9 条の 8、第 9 条の 9、第 9 条の 12、第 9 条の 13、別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3 の規定を準用する。この場合において、同令第 9 条の 8 第 1 項中「法第 15 条

	<p>第 15 条の 2 の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第 2 項中「法第 15 条の 2 の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第 9 条の 9 第 1 項中「法第 15 条の 2 の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第 9 条の 12 中「法第 15 条の 2 の規定による第 9 条の 7 に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第 2 条第 8 項に規定する特定保守管理医療機器」と、第 9 条の 13 中「法第 15 条の 2 の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。</p>	<p>の 3 第 1 項第二号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和 56 年厚生省告示第 17 号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第 2 項中「法第 15 条の 3 第 1 項第二号の施設告示第四号に定める施設における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第 9 条の 9 第 1 項中「法第 15 条の 3 第 2 項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第 9 条の 12 中「法第 15 条の 3 第 2 項の規定による第 9 条の 7 に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第 2 条第 8 項に規定する特定保守管理医療機器」と、第 9 条の 13 中「法第 15 条の 3 第 2 項の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。</p>
--	---	---

[参考] **3** Q A ・ 法令編

食費・居住費（滞在費）に係る特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）の所得段階の判定の基準の一部見直し【平成30年7月30日 介護保険最新情報Vol. 670】

(1)長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する見直し

介護保険制度では、特定入所者介護（予防）サービス費の所得段階の判定に、所得を測る指標として合計所得金額を用いています。この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険に係る自己負担額が高額になる場合があります。

土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、介護保険の特定入所者介護（予防）サービス費の所得段階の判定に、従前の合計所得金額等から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとされました。

(2)公的年金等に係る雑所得を控除する見直し

特定入所者介護（予防）サービス費の所得指標として、「公的年金等の収入金額に合計所得金額を加えて得た額」から、年金収入に係る所得を控除した額を用いることとされました。

(3)関係告示の一部改正

(1)及び(2)の趣旨に基づき、介護保険法施行規則等が改正され、あわせて本書に所収の次の告示が改正されています（平成30年7月30日付官報・平成30年8月1日適用）。改正内容の詳細は【介護保険最新情報Vol. 670】を参照してください。

掲載頁	告示名
961頁	介護保険法第51条の3第2項第一号及び第61条の3第2項第一号に規定する食費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第413号）
962頁	介護保険法第51条の3第2項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号）